

県の第12次交通安全計画の方向性について

1. 千葉県の3つの重点項目（県独自）・10の視点（国に準拠）

・3つの重点項目（県独自）

- 「①悪質・危険な運転者への対策強化」
- 「②高齢者の交通安全対策の強化」
- 「③自転車の安全利用対策の強化」

3つの重点項目
県の特性や社会情勢の変化等を踏まえ、
重点項目として計画を推進

・10の視点（国に準拠）

- ①高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
- ②こどもの安全確保のための環境整備
- ③歩行者の安全確保のための意識変容
- ④自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
- ⑤特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進
- ⑥生活道路・幹線道路における歩行者等の安全確保
- ⑦外国人の交通安全対策の推進
- ⑧地域が一体となった交通安全対策の推進
- ⑨交通事故実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進
- ⑩先進技術の活用推進

市の計画では

第11次計画からの変更点
①高齢者と②こどもに分ける（少子高齢化）
③歩行者と④自転車に分ける（歩行者と自転車事故対策）
⑤と⑦は新設

市の第12次計画の方向性について

1. 市の3つの重点項目（県に準拠）・8の視点（県にほぼ準拠）

・3つの重点項目（県に準拠）

- 「①悪質・危険な運転者への対策強化」
- 「②高齢者の交通安全対策の強化」
- 「③自転車の安全利用対策の強化」

※赤文字部は第11次印西市交通安全計画
からの変更箇所となります。

・8の視点（県にほぼ準拠）

- ①高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
- ②こどもの安全確保のための環境整備
- ③歩行者の安全確保のための意識変容
- ④自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
- ⑤特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進
- ⑥生活道路・幹線道路における歩行者等の安全確保
- ⑦外国人の交通安全対策の推進
- ⑧地域が一体となった交通安全対策の推進
- ⑨交通事故実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進
- ⑩先進技術の活用推進

の視点部分については、県の新規事項に併せ、
市の交通環境に整合するよう新規に追加するなどし、
作成していく。

⑨ビッグデータの活用や、⑩安全運転
を支援するシステムの活用であること
から作成しない。

県の道路交通安全の施策（9つの柱）・鉄道交通（5つの柱）・踏切道（4つの柱）

1 道路交通安全の施策（9つの柱）

- 1 県民一人一人の交通安全意識の高揚
- 2 飲酒運転の根絶【新設】
- 3 安全運転の確保
- 4 道路交通環境の整備
- 5 車両の安全性の確保
- 6 道路交通秩序の維持
- 7 救助・救急活動の充実
- 8 被害者等支援の充実と推進
- 9 交通事故調査・分析の充実

2 鉄道交通（5つの柱）

- 1 鉄道交通環境の整備 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及 3 鉄道の安全な運行の確保 4 救助・救急活動の充実 5 被害者支援の推進

3 踏切道（4つの柱）

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進 2 踏切道の統廃合の促進
- 3 踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施 4 その他踏切道の交通の安全と円滑化等を図るための措置

市の計画では

市の道路交通安全の施策（8つの柱）・踏切道（1つの施策）

1 道路交通安全の施策（8つの柱）

- 1 市民一人一人の交通安全意識の高揚
- 2 飲酒運転の根絶【新設】
- 3 安全運転の確保
- 4 道路交通環境の整備
- 5 車両の安全性の確保
- 5 道路交通秩序の維持
- 6 救助・救急活動の充実
- 7 被害者等支援の充実と推進
- 8 交通事故調査・分析の充実

※赤文字部は第11次印西市交通安全計画からの変更箇所となります。

車両の安全性の確保については、自動車先進技
術の項目であるため作成しない。

の柱部分については、県の新規事項に併せ、
市の交通環境に整合するよう新規に追加するなどし、
作成していく。

2 鉄道交通（5つの柱）

- 1 鉄道交通環境の整備 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及 3 鉄道の安全な運行の確保 4 救助・救急活動の充実 5 被害者支援の推進

3 踏切道（1つの施策）

1 踏切道における交通安全の施策

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進 2 踏切道の統廃合の促進
- 3 踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施 4 その他踏切道の交通の安全と円滑化等を図るための措置

鉄道交通については、市の権限ではないため作成しない。

踏切道の一部については、市の権限ではないため作成しない。